修文大学・修文大学短期大学部における公的研究費の不正防止計画

1. 修文大学・修文大学短期大学部では、研究費等の不正使用を誘発する要因を除去し、当該不正使用に対する抑止機能を有する体制の構築を図り、公的研究費の適正な管理・運営をするために次のとおり不正防止計画を定める。

2. 学内の運営体制

(1) 最高管理責任者:学長

(2) 統括管理責任者:大学事務局長

(3) コンプライアンス推進責任者:学長

3. 不正防止計画

(1) 学内の責任体系の明確化

項目	不正発生の要因	防止計画
責任体系の明確化	研究費が研究者個人に配 分されるものであり、機 関としての責任意識が希 薄となりやすい。	組織のチャート図を作成し、役割を明確にする。また、各責任者に対し責任体系の啓発を促し、意識の向上を図る。また、各責任者の異動にあっては、引継等を明確に行い、責任意識の低下を防止する。

(2) 適正な運営・管理の基礎となる環境の整備

項目	不正発生の要因	防止計画
ルールの明確化・	公的研究費の事務処理手続	事務処理手続きに関するルールを盛り込んだハ
統一化	きに関するルールが理解さ	ンドブックを配布、また各手続きのマニュアルを
	れていない。	作成し周知することにより、適正運用の徹底を図
		る。
職務権限の明確化	職務権限に曖昧な箇所があ	研究の使用及び事務手続きに関する決裁権限等
	ることで、十分なチェック	の明確化・統一化を推進する。
	が行われず、不適切な使用	
	が行われる。	
関係者の意識向上	研究費の不正使用の事例及	コンプライアンス教育により, 研究費を執行する
	びその影響についての意識	教職員に不正使用の事例を周知することで, 研究
	が不足しているため、当該	費に関する意識向上を図る。
	行為が不正使用であるとい	
	う意識がない。	
調査及び懲戒に関	告発等の取扱い、調査及び	告発者の取扱,調査及び懲戒に関する規程の周知
する規程の整備及	懲戒に関する規程の整備及	を推進する。
び運用の透明化	び運用が曖昧である。	

(3) 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施

項目	不正発生の要因	防止計画
不正を発生させる	不正防止計画の策定にお	不正を発生させる要因を把握し,実効性のある不
要因の把握と不正	いて,不正を発生させる要	正防止計画を策定する。
防止計画の策定	因の把握が不十分の場合	
	に,実効性のある不正防止	
不正防止計画の実	計画とならず, 不正使用の	
施	防止にならない。	

(4) 研究費の適正な運営・管理方法

項目	不正発生の要因	防止計画
研究費の執行	予算執行状況が適切に把	研究計画に基づき、定期的に予算執行状況の確認
	握されていないため、年末	を行うとともに、必要に応じ改善を求める。
	度に予算執行が集中する。	
	取引業者が研究者と必要	大学指定の業者に、原則大学事務局が窓口となり
	以上に密接な関係を持つ	対応を行うことにより、研究者との接触を極力減
	ことが癒着を生み、不正な	らす。
	取引に発展する。	
	研究者発注物品の検収確	研究者が補助金を使用し発注する全ての物品購
	認が不十分であるため、架	入について、事務部門による納品事実の確認を行
	空伝票操作による納品や	う。
	預け金が防止できない。	
	旅行事実の確認が不十分	教職員が行う出張について、財源にかかわらず、
	であるため、カラ出張や水	出張報告書及び旅行の事実を証明するものの提
	増し請求を防止できない。	出を義務化する。
		出張報告書に宿泊先及び用務先の記載を義務化
		し、追跡や確認ができるようにする。
	消耗品等の数量確認が十	発注、納品の段階で大学事務局が確認できるよう
	分でなく、検収も困難な状	にする。用紙やインクなど流用しやすい物品は研
	況が発生し、研究以外の流	究者の自覚を促す。
	用がおこなわれる。	

(5) 情報発信・共有化の推進

項目	不正発生の要因	防止計画
相談窓口	通報窓口が判りにくく、不	通報者の保護や通報窓口、相談窓口について周知
通報窓口	在勝ちのため相談・通報の 機会を逃しやすい。	徹底を図る。

(6) モニタリングの在り方

項目	不正発生の要因	防止計画
内部監査の実施	不正防止を推進する体制	不正要因を除去するために研究者と担当事務職
	の検証及び不正発生要因	員に対しヒアリング・意見交換を行い、不正の要
	に着目したモニタリング	因となる乖離を把握し、使用ルールを見直す体制
	を行い、不正発生のリスク	を作る。
	を除去する必要がある。	
不正防止計画の見	PDCAサイクルが機能	定期的に計画を見直し、実態との乖離を減らす努
直し	せず効果があまりない。	力を毎年こころがける。